

公益認定等に関する審査基準の改正について

1 改正の理由

公益法人制度は、民も公益を担う社会の更なる発展に向けて、社会の変化等に柔軟に対応し多様な社会的課題解決に向けて民間の力を引き出していくための制度改革が必要であるとして、令和6年度に抜本的な改正が行われた。

法令の改正に伴い、法令の適用に当たり留意すべき事項（法令等の解釈・運用）及び審査・処分の基準・考え方を示すものとして、内閣府の公益認定等委員会は「公益認定等に関する運用について」（公益認定等ガイドライン）の全面的な見直しを行った。

そこで、本県でも内閣府の見直しを踏まえ、公益認定等に関する審査基準を全国的な基準・考え方と合わせるため、所要の改正を行う。

2 改正の内容

（1）公益認定等に関する運用関係

「公益認定等に関する運用について（公益認定等ガイドライン）」（平成20年11月10日千葉県公益認定等審議会決定）」を「公益認定等に関する運用について（公益認定等ガイドライン）」（平成20年4月11日内閣府公益認定等委員会決定）」に改正する。

（2）移行認定又は移行認可に係る留意事項関係

「移行認定又は移行認可の申請に当たって定款の変更の案を作成するに際し特に留意すべき事項について」（平成20年11月10日千葉県公益認定等審議会決定）」を「移行認定又は移行認可の申請に当たって定款の変更の案を作成するに際し特に留意すべき事項について」（平成20年10月10日内閣府公益認定等委員会決定）」に改正する。

3 施行予定日

令和7年4月1日